

(様式1)



山口市

## 報道資料

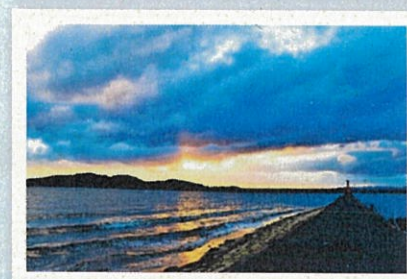
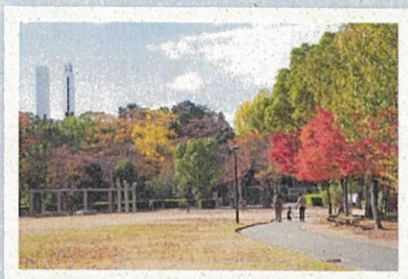
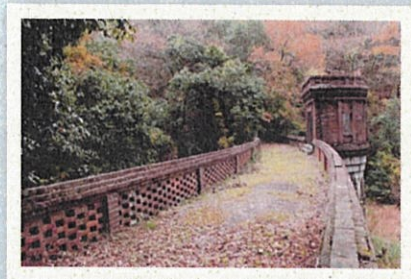
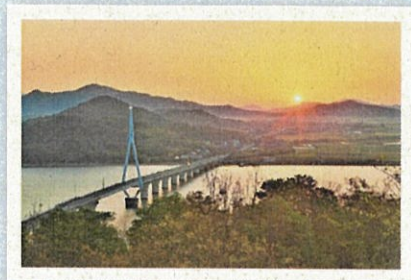
令和5年1月17日

1 件 名	第10回山口市景観賞「景観写真コンテスト」応募作品展示及び市民投票の開催
2 日 時	令和5年1月23日(月)～令和5年2月10日(金) 8時30分から17時15分まで ※各施設の閉館・閉庁日を除く
3 場 所	山口、小郡、阿知須、徳地総合支所 秋穂、阿東地域交流センター 正面玄関ロビー
4 内 容	<p>第10回山口市景観賞「景観写真コンテスト」の応募作品(一般の部59点、小学生の部47点)を一堂に展示し、市民投票を行います。投票結果は受賞作品を選考する際の参考とします。</p> <p>【投票方法】</p> <p>パネルに展示された写真を見て、各人お気に入りの写真の番号(一般の部1人5点、小学生の部1人5点まで)を投票用紙に記入し、投票箱へ無記名投票します。</p> <p>なお、インターネット上(インスタグラム、LOGOフォーム)においても応募作品の公開及び市民投票を実施しております。詳細は、市ウェブサイトにて「第10回山口市景観賞」で検索の上、御確認ください。</p> <p>&lt;第10回山口市景観賞「景観写真コンテスト」の概要&gt;</p> <p>山口市では、市内の魅力的な景観の発見・共有等を目的に、平成25年度から「山口市景観賞」として、景観写真コンテストや景観づくり活動表彰等を実施しています。</p> <p>今年度は「景観写真コンテスト」を実施し、令和4年7月15日から10月31日までの間、一般の部は「そばにある風景」、小学生の部(4・5・6年生)は「未来へ残したい風景」をテーマとして、市民の方々から景観写真を募集しました。</p> <p>その結果、一般の部、小学生の部、合わせて106点の応募がありました。</p> <p>市民投票の後は、山口市景観審議会で審査し、各部門大賞1点、入賞5点程度を決定の上、令和5年6月1日の景観の日前後に表彰を行う予定です。</p>
5 出席者	
6 問い合わせ	都市整備部 都市計画課 (担当: 満瀬、桑原) TEL 083-934-2839

# 第10回山口市景観賞

## 景観写真コンテスト（一般の部）

### 作品募集



第8回山口市景観賞「景観写真コンテスト」受賞作品

## テーマ「そばにある風景」

名所や観光スポットのような多くの市民が知っている景観ではなく、日々の暮らしの中で目にすることができる風景を写真に収めることで、市内における良好な景観の更なる発掘や地域に対する愛着の醸成を目的とします。

景観とは、山や海などの自然、建物や道路からなるまちなみや、人々の暮らしやお祭りなど、私たちがいつも目にしているまちの表情や景色のことです。地域の中で人々が長い時間をかけて育ててきた景観は、私たちの貴重な資産であり、次の世代へ継承していく必要があります。本市では、良好な景観の保全や創出に努めています。

【応募期間】令和4年7月15日（金）～10月31日（月・必着）

【募集内容】公共の場所など誰もが自由に訪れることができる場所から撮影した、テーマに沿った山口市内の写真

【応募資格】山口市内に在住、通勤、通学をされている方

【応募方法】①応募フォームから応募

右のQRコードまたは市ウェブサイトから応募フォームにアクセスし、必要事項を記入の上、写真データと併せて送付。

②電子メールから応募

市ウェブサイトから応募用紙をダウンロードし、必要事項を記入の上、写真データと併せて、以下のメールアドレスまで送付。件名は「景観写真コンテスト応募」としてください。

※上記①②の方法が難しい場合は、チラシ裏面の応募用紙に必要事項を記入の上、写真データをCD-R等に記録したものと併せて、以下の提出先まで郵送または持参して応募することもできます。

※写真データは画質：300万画素以上（推奨）、サイズ：8MB以下としてください。



【問合せ・提出先】

山口市都市整備部都市計画課まちづくり推進担当  
〒753-8650 山口市亀山町2番1号 Tel 083-934-2839  
E-mail:toshi@city.yamaguchi.lg.jp <https://www.city.yamaguchi.lg.jp>

山口市ウェブサイト

第10回山口市景観賞

検索

# 第10回山口市景観賞“景観写真コンテスト”募集要領

## 【応募規定】

- ◆一人が応募できる点数は、3点までとします。
- ◆令和3年11月1日以降に撮影したもので、未発表のものに限ります。
- ◆撮影画像の加工・合成などの修正は不可とします。
- ◆公共の場所など山口市内において誰もが自由に訪れることができる場所から撮影されたものに限ります。
- ◆撮影内容から個人が特定できる場合は、必ずその方の同意を得てください。
- ◆応募作品の電子データはできるだけ高画質なもの（300万画素以上を推奨）としてください。

## 【審査・表彰】

- ◆市民投票（各総合支所、Instagram、市ウェブサイトにて実施）の後、山口市景観審議会にて審査し、大賞1点・入賞5点程度を決定し、表彰します。
- ◆受賞者には賞状及び記念品を贈呈します。
- ◆受賞作品の発表は、市ウェブサイトにて行い、表彰式は、令和5年6月1日（景観の日）前後に行います（予定）。（受賞者には別途通知します。）

【審査の視点】写真だけでなく、タイトル・コメントも含めた総合的な審査を行います。

- ①写真やコメントからテーマへの想いが強く伝わってくる。
- ②市内外に本市の特色あふれる良好な景観をPRできる。
- ③時間帯、天候、季節感、撮影方向等その景観を際立たせる工夫に優れている。
- ④本市景観の新たな一面を気付かせる。

## 【注意事項】

- ◆応募費用は無料ですが、撮影・応募に伴い発生した一切の費用は応募者の負担となります。
- ◆応募写真は返却しません。
- ◆応募写真の著作権は山口市に帰属するものとします。
- ◆応募写真は適宜、市の刊行物や市ウェブサイトに掲載するなど、山口市の情報発信等に活用します。また、審査にあたって実施する市民投票の際に、市役所などでの展示、Instagramや市ウェブサイトへの掲載を行います。
- ◆応募いただいた電子データの現像品質については責任を負いかねます。
- ◆市民投票でInstagramに写真を載せる際、写真のデータの種類によっては端が切れる場合があります。
- ◆応募にあたっては、著作権や知的財産権、肖像権などを侵害していないことを十分に確認してください。なお、応募写真の使用により、応募者及び第三者に生じた一切の侵害については応募者の責任とし、山口市はその責任を負わないものとします。
- ◆規定に反する場合や条件を満たさない場合、公序良俗に反するもの、他者の権利を侵害するもの、趣旨にあわないもの等、山口市が不適切と判断する場合、応募を無効とします。
- ◆応募に係る住所・氏名等の個人情報は、当事業以外では一切使用しません。
- ◆受賞作品の公開の際に、応募者の氏名等を表示する場合があります。

※別途、小学生（4・5・6年生）の部もあります。

写真の技術を競うコンテストではありませんので、お気軽に御応募ください。

## 山口市景観写真コンテスト一般の部 応募用紙（表面のQRコード、電子メールからも応募できます）

（ふりがな） 氏 名	写真のタイトル
住 所 〒	写真に対するコメント（100字以内）
電話番号	
撮 影 日 令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 公共の場所など誰でも入れる場所から撮影していますか
撮影場所（どこから）	<input type="checkbox"/> 個人が特定できる場合、同意を得ていますか

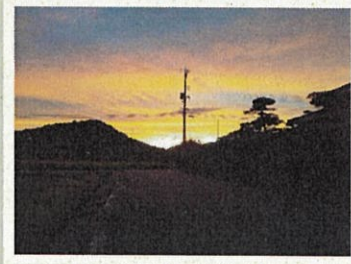
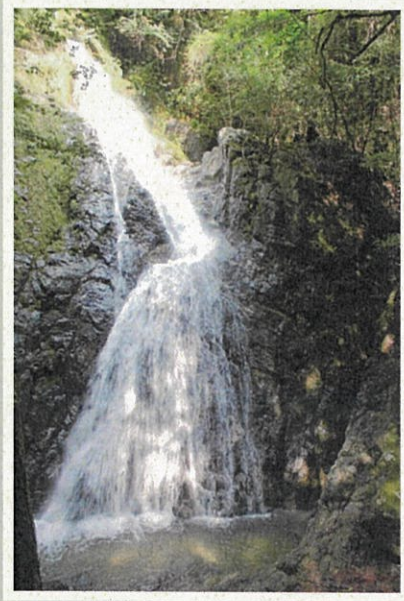
※ペンネームで応募する場合は、カッコ書きで必ず本名も併記してください。

# 第10回山口市景観賞

けいかん

# 景観写真コンテスト (小学生の部)

## 作品募集



第8回山口市景観賞「景観写真コンテスト」受賞作品

景観とは、山や海などの自然、建物や道路からなるまちなみなど、私たちがいつも見ているまちなみの表情や景色のことです。

山口市には、海や山、まち、田園などすてきな景観がいろいろなところにあります。その中から未来に残したいと思う風景を見つけ、みんなに紹介してみませんか。

## テーマ「未来へ残したい風景」

【募集内容】 公共の場所など誰でも自由に訪れることができる場所から撮ったテーマに沿った山口市内の写真

【応募できる人】 山口市内の小学校に通う4・5・6年生

【応募期間】 令和4年7月15日(金)～令和4年10月31日(月・必着)

☞ ここから先は、保護者の方に読んでもらってください。



応募フォームは  
こちらから

【応募方法】 ①右上のQRコードから応募

QRコードから応募フォームにアクセスし、必要事項を記入の上、写真データと併せて送付。

②電子メールから応募

市ウェブサイトから応募用紙をダウンロードし、必要事項を記入の上、写真データと併せて、以下のメールアドレスまで送付。件名は「景観写真コンテスト応募」としてください。

※上記①②の方法が難しい場合は、チラシ裏面の応募用紙に必要事項を記入の上、写真データをCD-R等に記録したものと併せて、以下の提出先まで郵送または持参して応募することもできます。

※写真データは画質：300万画素以上(推奨)、サイズ：8MB以下としてください。

【問合せ・提出先】 山口市都市整備部都市計画課まちづくり推進担当  
〒753-8650 山口市亀山町2番1号 TEL 083-934-2839  
E-mail:toshi@city.yamaguchi.lg.jp https://www.city.yamaguchi.lg.jp

山口市ウェブサイト

第10回山口市景観賞

検索

# 第10回山口市景観賞 “景観写真コンテスト” 募集要領

## 【応募規定】

- ◆一人が応募できる点数は、3点までとします。
- ◆令和3年11月1日以降に撮影したもので、未発表のものに限ります。
- ◆撮影画像の加工・合成などの修正は不可とします。
- ◆公共の場所など山口市内において誰もが自由に訪れることができる場所から撮影されたものに限ります。
- ◆撮影内容から個人が特定できる場合は、必ずその方の同意を得てください。
- ◆応募作品の電子データはできるだけ高画質なもの（300万画素以上を推奨）としてください。

## 【審査・表彰】

- ◆市民投票（各総合支所、Instagram、市ウェブサイトにて実施）の後、山口市景観審議会にて審査し、大賞1点・入賞5点程度を決定し、表彰します。
- ◆受賞者には賞状及び記念品を贈呈します。
- ◆受賞作品の発表は、市ウェブサイトにて行い、表彰式は、令和5年6月1日（景観の日）前後に行います（予定）。（受賞者には別途通知します。）

【審査の視点】写真だけでなく、タイトル・コメントも含めた総合的な審査を行います。

- ①写真やコメントからテーマへの想いが強く伝わってくる。
- ②市内外に本市の特色あふれる良好な景観をPRできる。
- ③時間帯、天候、季節感、撮影方向等その景観を際立たせる工夫に優れている。
- ④本市景観の新たな一面を気付かせる。

## 【注意事項】

- ◆応募費用は無料ですが、撮影・応募に伴い発生した一切の費用は応募者の負担となります。
- ◆応募写真は返却しません。
- ◆応募写真の著作権は山口市に帰属するものとします。
- ◆応募写真は適宜、市の刊行物や市ウェブサイトに掲載するなど、山口市の情報発信等に活用します。また、審査にあたって実施する市民投票の際に、市役所などでの展示、Instagramや市ウェブサイトへの掲載を行います。
- ◆応募いただいた電子データの現像品質については責任を負いかねます。
- ◆市民投票でInstagramに写真を載せる際、写真のデータの種類によっては端が切れる場合があります。
- ◆応募にあたっては、著作権や知的財産権、肖像権などを侵害していないことを十分に確認してください。なお、応募写真の使用により、応募者及び第三者に生じた一切の侵害については応募者の責任とし、山口市はその責任を負わないものとします。
- ◆規定に反する場合や条件を満たさない場合、公序良俗に反するもの、他者の権利を侵害するもの、趣旨に合わないもの等、山口市が不適切と判断する場合、応募を無効とします。
- ◆応募に係る住所・氏名等の個人情報、当事業以外は一切使用しません。
- ◆受賞作品の公開の際に、応募者の氏名等を表示する場合があります。

写真の技術を競うコンテストではありませんので、お気軽に御応募ください。

## 山口市景観写真コンテスト小学生の部 応募用紙（表面のQRコード、電子メールからも応募できます）

小学校	年	組	撮影場所
(ふりがな) 児童氏名			写真のタイトル
(ふりがな) 保護者氏名			写真に対するコメント（100字以内）
住所 〒			
電話番号			<input type="checkbox"/> 公共の場所など誰でも入れる場所から撮影していますか
撮影日 令和 年 月 日			<input type="checkbox"/> 個人が特定できる場合、同意を得ていますか

※ペンネームで応募する場合は、カッコ書きで必ず本名も併記してください。